

龜山市告示第 19 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、龜山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 29 年 2 月 16 日

龜山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 20207
- 3 路線名 西町落針線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
布気町字鍛冶屋瀬 古 1740 番地先 から布気町字角垣 内 143 番地先ま で	旧	31.00	最小	4.58
			最大	4.97
	新	31.00	最小	6.00
			最大	6.00